

駐車場ご利用上の注意

●ご利用いただけない車両

◆管理約款第5条(1) 車両の大きさによる制限された車両

※下記に記載された車両は入場できません



◆管理約款第5条(2) 車両の構造による制限された車両

※エアロバーツ装着車両・車両入庫認識装置が作動しない形状の車両

※低床車で15cm未満の車両

◆管理約款第5条(3) 法令違反等による制限された車両

※改造車両の入場禁止

◆管理約款第5条(4) 他車加害のおそれのある車両の制限された車両

※サーフボード・ウインドサーフィン・自転車等を車外に積載している車両、積載物の落下のおそれのあるキャリア搭載車両

※特殊車両(大型・建設用等)

◆管理約款第5条(5) 二輪車・三輪車等の制限

※自転車・原付・自動二輪・バギー・トライクなどと呼ばれる車両および三輪車両

●禁止事項

管理約款第6条(駐車場内の通行)・第7条(遵守事項・禁止事項)ほかに記載された利用に関する事項を守ってご利用ください。

◆ハイルーフ・ルーフキャリアによる接触

◆場内を徐行しない毎時8キロを超える走行

◆指定矢印等のサインを無視し、走行する。

◆ゲートバー付近を通行しないでください。

◆事前連絡なく48時間を超えての駐車は出来ません。

◆ゴミの不法投棄



アイドリングストップ



場内禁煙



火気厳禁



ゴミ捨て禁止

歩行者の方は、ゲートバーをくぐるなどゲート付近を通行しないでください。

また、自動車以外の手押し台車やその他の通行も禁止致します。 安全のため、ご協力宜しくお願ひ致します。

駐車場利用管理約款(ゲート式駐車場)

第1章 約款

第1条 (契約の成立)

本駐車場の利用者（以下、「利用者」という。）は、本約款を承認のうえ本駐車場を利用するものとする。

第2条 (駐車場利用の目的)

アマノマネジメントサービス株式会社（以下、「管理者」という。）は、利用者に対し、本約款に反しない限り、本駐車場の駐車区画（車室）を有効に利用させるものとする。

第3条 (駐車料金)

1. 本駐車場の利用者は、本駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金を支払うものとする。

2. 駐車料金を算出するための駐車料金時間は、次のとおりとする。

(1) ゲート式駐車場の他の場合

入庫の際駐車券に記載した時刻から精算までの時間。

第4条 (駐車料金の利用期間)

本駐車場の利用（定期駐車券による利用者を除く）は、継続して48時間を超えて駐車できないものとする。但し、止むを得ない事情により利用者が事前に管理者から承認を受けた場合、または本駐車場内に異なる駐車料金時間が掲出されている場合は、この限りでないものとする。

第5条 (駐車料金の算定)

1. 本駐車場において、以下の車両は、駐車できないものとする。但し、本駐車場において駐車可能車両の仕様につき、本約款と異なる特別の指定がある場合には、当該規定の内容は優先されるものとする。

(1) 車両の大きさによる制限

① 平地式：設置する車両の車高

車両全高：5.0mを超える車両。

車両全幅：1.9mを超える車両。

最高車両高：2.3mを超える車両。但し、特に最高車両高を制限する場合、掲出した制限数値に従うこと。

最低地上高：2.0mを超える車両。

最低地上高：15cm以下の車両。

② 屋根の形状及び平地式であっても特殊な施設内に設置する駐車場の場合、別途看板に記載した基準に該当するものに限る。

2. 車両の構造による制限

① 車両の部品及び機器が動かさない形状の車両。

② オートマチックドライブ等を有し、車両高が変更する車両。

③ エアロバーツ装着車両。

④ 低床車で車高15cm以下の車両。

⑤ 屋根の形状及び平地式であっても特殊な施設内に設置する駐車場の場合、別途看板に記載した基準に該当するものに限る。

3. 車両の構造による制限

① 車両の部品及び機器が動かさない形状の車両。

② ディスクブレーキ等を有し、車両高が変更する車両。

③ オートマチックドライブ等を有し、車両高が変更する車両。

④ 低床車で車高15cm以下の車両。

⑤ 屋根の形状及び平地式であっても特殊な施設内に設置する駐車場の場合、別途看板に記載した基準に該当するものに限る。

4. 法令規制等による車両の制限

① 無運転席・車体切れ車両・一般道路を歩行することができる車両。

② 自動駐車装置を有していない車両等、登録番号自動認証装置による読み取りが困難な車両。

③ 自動駐車装置の変更や車両登録手続が済んでいない車両。

④ 仮登録中である車両の車両登録手続が済んでいない車両。

⑤ 他の車両との間で車両の車両登録手続が済んでいない車両。

⑥ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑦ 大型荷物、有害汚染物質その他の危険性を有する物を運ぶおそれがある物または悪臭発生しやすく運ぶおそれがある車両。

⑧ 荷台・後部・側面にリヤーカー・ワイドナップ等の開閉装置や、車両専用等の車両構造にて入庫・出庫の際ゲートと接触するおそれがある車両。

⑨ 他の車両との間で車両の車両登録手続が済んでいない車両。

⑩ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑪ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑫ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑬ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑭ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑮ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑯ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑰ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑱ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑲ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

⑳ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉑ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉒ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉓ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉔ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉕ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉖ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉗ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉘ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉙ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉚ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉛ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉜ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉝ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉞ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉟ 付帯荷物がある、接触により駐車場施設としては機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。

㉟